

## 【事案 2 の概要】

### 職員の懲戒処分について

神戸大学は、職員（男性、20代）に対し、令和6年12月14日付けで、譴責の懲戒処分を行いました。

当該職員は、令和6年7月に2週間以上に渡って無断欠勤を続けたため、本学の就業規則に規定する、正当な理由なく、しばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合に該当することから、懲戒処分としたものです。